

DWS 通貨選択型 エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド

■豪ドルコース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト 豪ドル

■ブラジルリアルコース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト ブラジルリアル

■円コース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト 円

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

■委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号
・ホームページアドレス
<https://funds.dws.com/ja-jp/>
・電話番号 03-5156-5108
(受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

■受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
三井住友信託銀行株式会社

本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

本書により行うDWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）／ブラジルリアルコース（毎月分配型）／円コース（毎月分配型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月20日に関東財務局長に提出しており、2023年9月21日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券(債券)）	年12回（毎月）	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	<円コース以外> なし <円コース> あり (高位ヘッジ)

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2023年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	449,435百万円（2023年7月末現在）

投資信託の基礎知識

(注)本ページは投資者の皆様へ投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



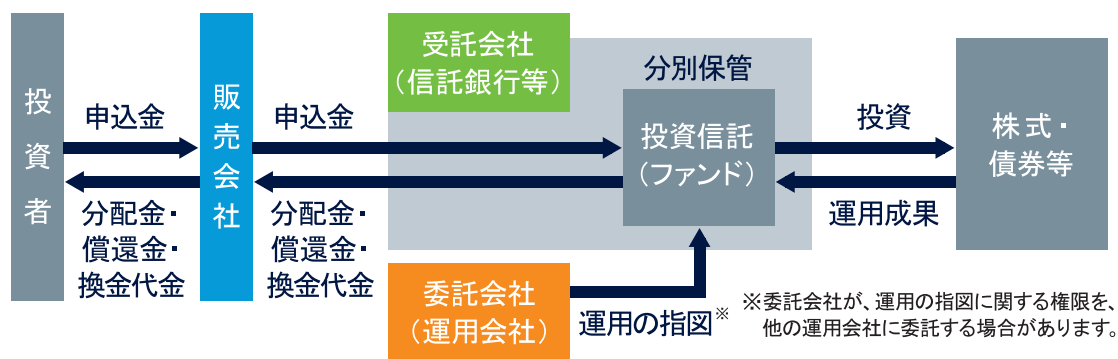
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンドは、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、円コースの3本のファンドで構成されています。

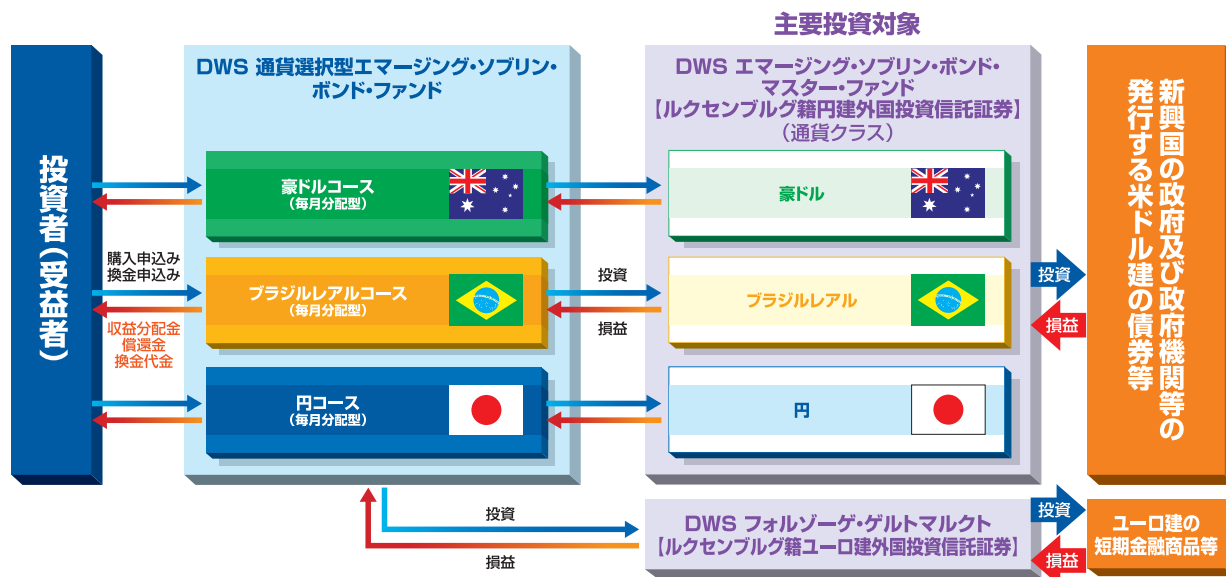
- (注1) 販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
- (注2) 各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

2 各ファンドは、新興国[※]の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等を実質的な主要投資対象とします。

※ 投資対象となる新興国は、投資を行う時点で、JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドの構成国、国際通貨基金(IMF)が「新興市場国・発展途上国」に分類する国、世界銀行が「低所得国」または「中所得国」に分類する国のいずれかに該当する国とします。

なお、投資対象となる新興国は、実質的な運用を行うDWSインベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

3 各ファンドはファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。



DWS エマーシング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドは、次の3つの通貨クラスの円建投資信託証券を発行します。

<p>①米ドル建資産※について原則として豪ドル、ブラジルリアルで各々為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行う通貨クラス*</p> <p>*豪ドルクラス、ブラジルリアルクラスがあります。</p>	<p>対円での為替ヘッジ なし</p>
<p>②米ドル建資産※について原則として対円での為替ヘッジを行う円クラス</p>	<p>対円での為替ヘッジ あり</p>

※ 米ドル建以外の資産へ投資を行う場合は、当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

(注) 各ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券の他に、「DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資信託証券）」にも投資を行います。

各ファンドが主に投資する投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の概要

ファンド名	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（豪ドル/ブラジルリアル/円）	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円	ユーロ
運用の基本方針	主に新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。なお、実質的に保有する米ドル建資産について、原則として円クラスのみ対円での為替ヘッジを行います。豪ドルクラス、ブラジルリアルクラスでは各通貨クラスにおける通貨で為替取引を行います。	1ヵ月EURIBORをベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 株式への投資は行いません。 ▪ 米ドル建以外の資産への投資は、原則として、ファンド資産の20%以内とします。ただし、この場合は当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 ▪ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、エマージング債券市場平均^{※1}に対して±2.0年の範囲とします。 ▪ ポートフォリオの平均格付は、原則として、B-格相当以上とします。^{※2} 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。
投資運用会社	DWS インベストメント GmbH	DWS インベストメント GmbH

※1 JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドの数値を使用します。当該指数はファンドのベンチマークではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドとは、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表し、米ドル建の新興国国債及び国債に準じる債券を対象として指数構成国の組入比率に調整を加えた指数です。

※2 格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。また、複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

（注1） DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」といいます。）において、正味で大口の資金流入または資金流出が発生した場合、予想される取引コスト等を考慮して、マスター・ファンドの価格が調整されることがあります。

（注2） 指定投資信託証券は見直されることがあります。

（注3） 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

<DWS インベストメント GmbH について>

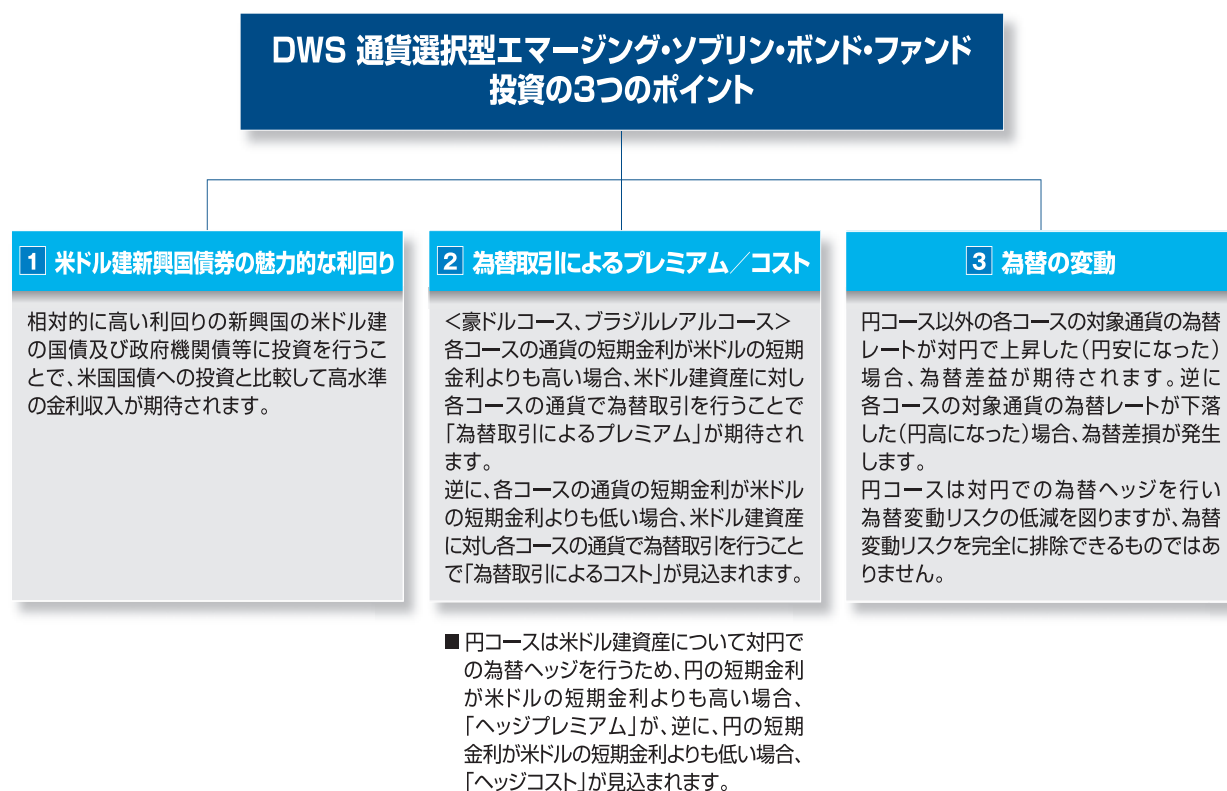
指定投資信託証券の運用を行うDWS インベストメント GmbH はドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

4 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

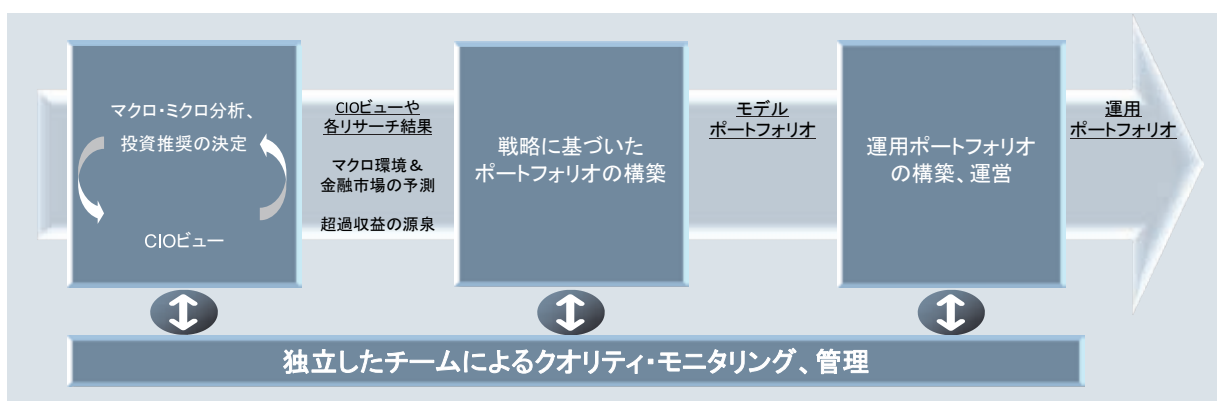
（注）収益分配方針については、後記「分配方針」をご参照下さい。

<ファンド投資の3つのポイント>



- (注1) 「為替取引によるプレミアム/コスト」または「ヘッジプレミアム/コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益/費用が見込まれます。
- (注2) 通貨選択型ファンドの収益のイメージについては、後記「追加的記載事項 2」をご参照下さい。

<運用プロセス>



- (注1) 上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるDWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドに関するものです。
- (注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

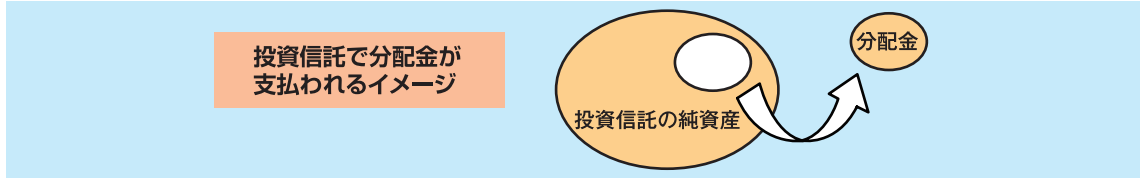
- ①分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項 1

[収益分配金に関する留意事項]

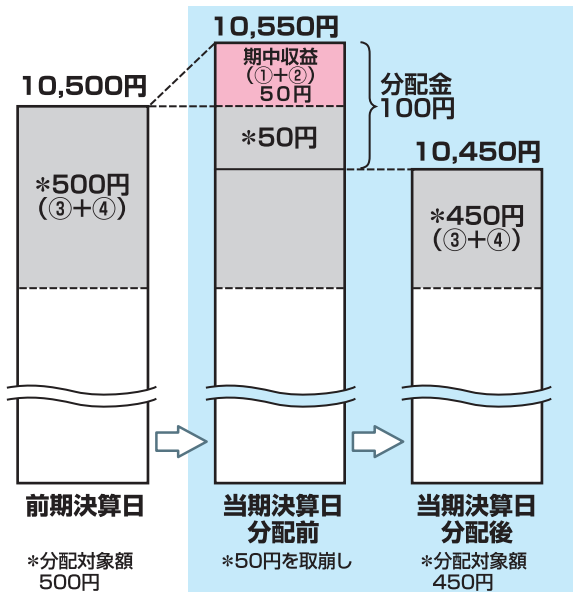
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。



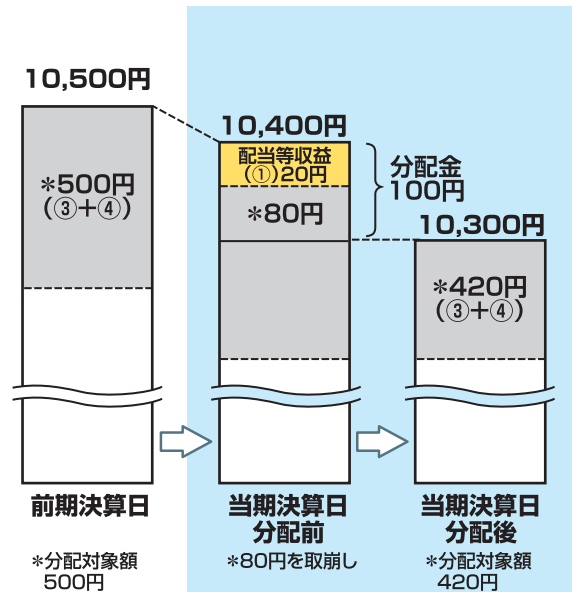
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

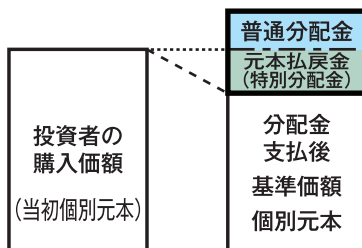


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

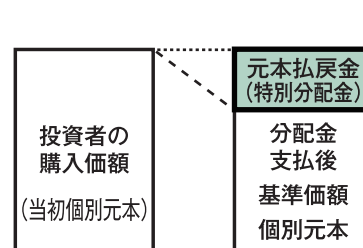
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

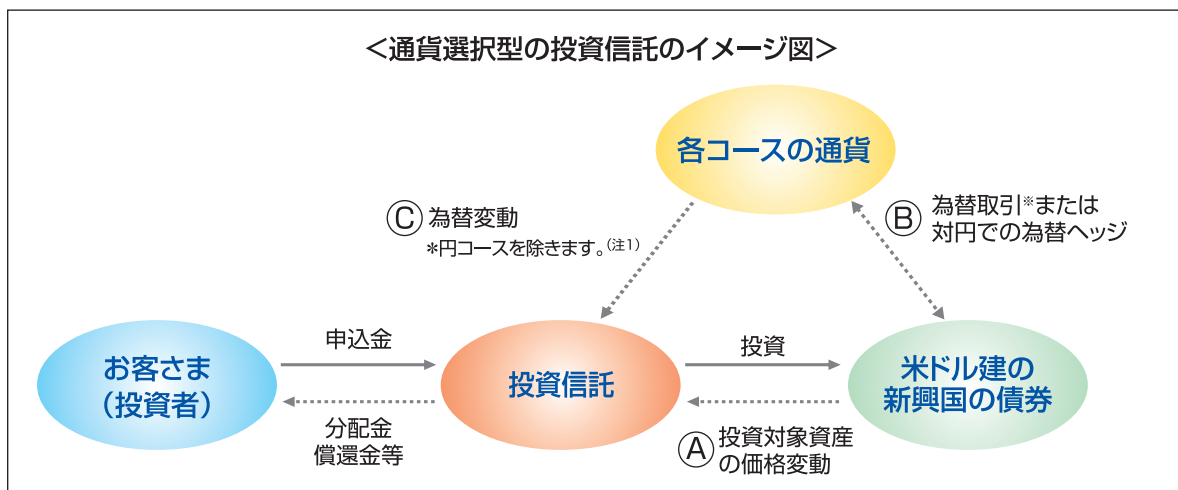
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

追加的記載事項 2

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



※為替取引を行う各コースの場合には、対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

	①	②	③
収益の源泉	米ドル建の新興国の債券の 利子収入、値上がり/値下がり	為替取引によるプレミアム/コスト またはヘッジプレミアム/コスト(注2)	為替差益/差損 *円コースを除きます。(注1)
収益を得られるケース	・金利の低下 債券価格の上昇	・各コースの通貨の短期金利 >米ドルの短期金利 プレミアム (金利差相当分の収益)の発生	・円に対して各コースの通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	コスト (金利差相当分の費用)の発生 ・各コースの通貨の短期金利 <米ドルの短期金利	為替差損の発生 ・円に対して各コースの通貨安

(注1) 円コースでは、ファンドの実質的な保有外貨建資産(米ドル建資産)について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。

(注2) 「為替取引によるプレミアム/コスト」または「ヘッジプレミアム/コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益/費用が見込まれます。

上記はイメージです。市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

③為替変動リスク

<豪ドルコース／ブラジルリアルコース>

各ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行わず、各コースにおける通貨での為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行うため、各ファンドは当該各通貨の対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が当該各通貨に対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の通貨については、政治、経済情勢の変化等による為替相場の変動がより大きくなる可能性があります。なお、実質的な保有外貨建資産額と為替取引額を完全に一致させることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当該各通貨と米ドルの金利差等が反映された為替取引によるコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

<円コース>

ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、円と米ドルの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

④カントリーリスク

投資対象国（為替取引対象国を含みます。）の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券や通貨等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・一部の新興国の通貨（特に為替規制を行っている通貨）については、ノン・デリバブル・フォワード（NDF）という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予約取引の一種ですが、当該通貨を用いた受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新興国の為替市場における通貨の値動きは、内外の為替取引の自由化を実施していないことから、価格間の裁定が働きにくい状況となっており、NDFにおける通貨の値動きと実際の為替市場の値動きは一致せず、大きく乖離する場合があります。この結果、当該通貨コースの基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- ・各ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み（ファンドへの資金流入）または大量の換金申込み（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- ・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

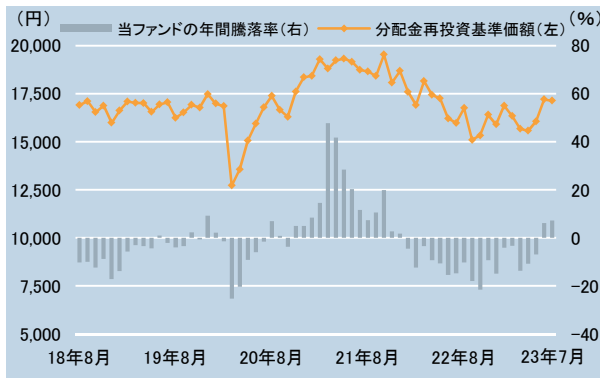
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(参考情報)

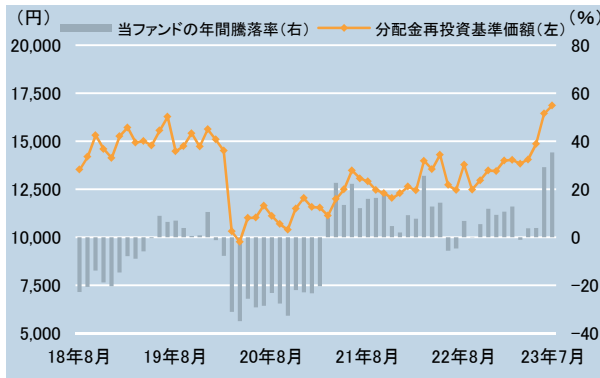
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ^{※1, ※2}

(2018年8月～2023年7月)

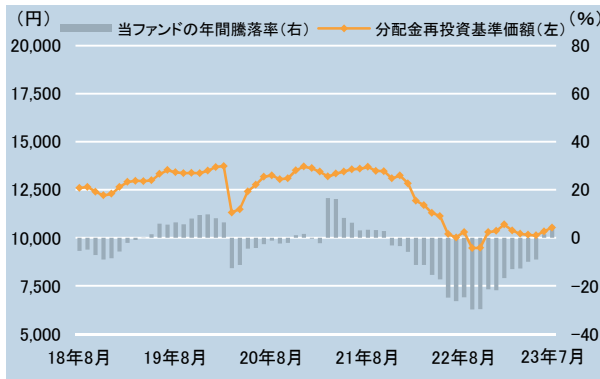
<豪ドルコース>



<ブラジルリアルコース>



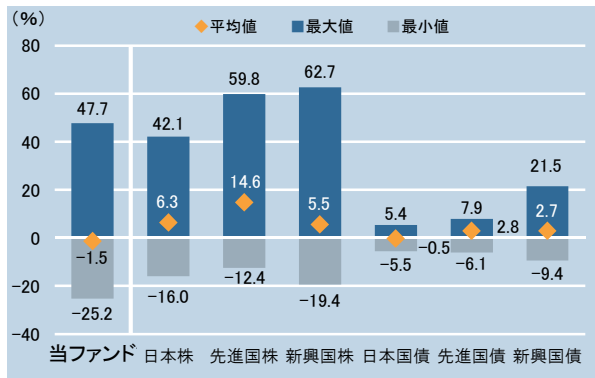
<円コース>



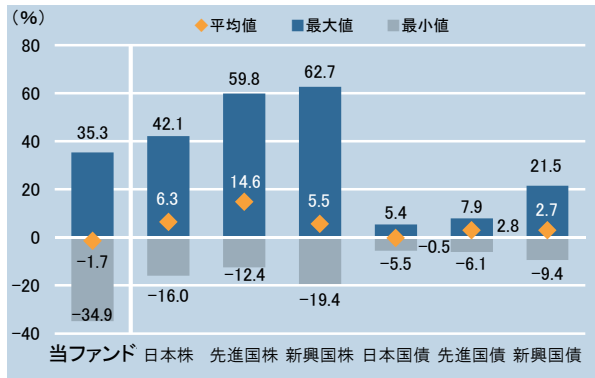
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ^{※1, ※3, ※4}

(2018年8月～2023年7月)

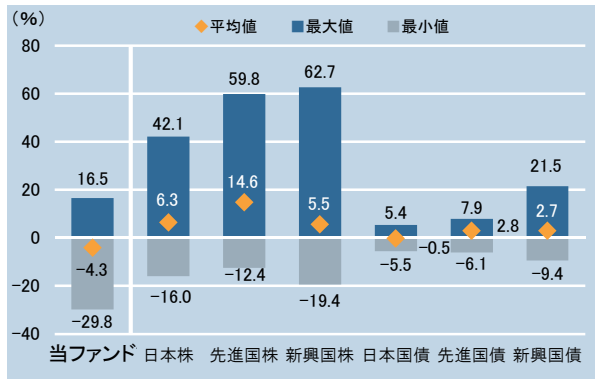
<豪ドルコース>



<ブラジルリアルコース>



<円コース>



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- ※3 2018年8月～2023年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日本株：TOPIX（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマーシング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

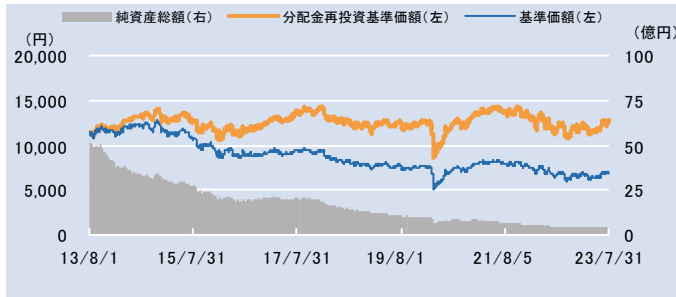
- ・ TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマーシング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFR Cに帰属します。なお、NFR CはNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

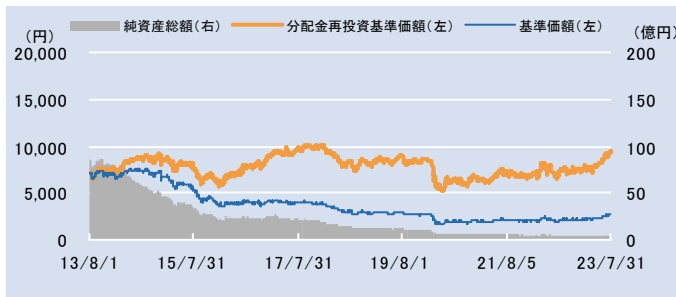
基準日：2023年7月31日

基準価額・純資産の推移 (2013/8/1~2023/7/31)

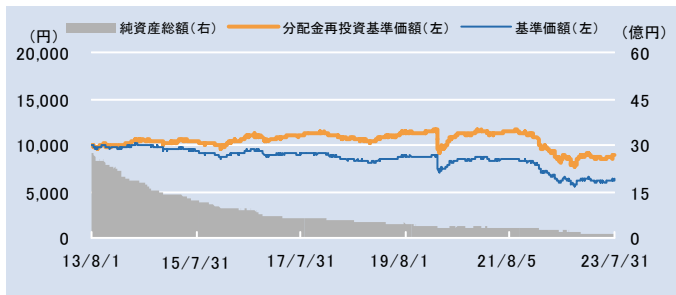
<豪ドルコース>



<ブラジルリアルコース>



<円コース>



分配の推移

<豪ドルコース>

1万口当たり、税引前	
2023年 7月	15 円
2023年 6月	15 円
2023年 5月	15 円
2023年 4月	15 円
2023年 3月	15 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	9,120 円

<ブラジルリアルコース>

1万口当たり、税引前	
2023年 7月	5 円
2023年 6月	5 円
2023年 5月	5 円
2023年 4月	5 円
2023年 3月	5 円
直近1年間累計	60 円
設定来累計	10,850 円

<円コース>

1万口当たり、税引前	
2023年 7月	5 円
2023年 6月	5 円
2023年 5月	5 円
2023年 4月	5 円
2023年 3月	15 円
直近1年間累計	140 円
設定来累計	4,820 円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	通貨	種類	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	西アフリカ開発銀行	USD	国際機関債	2027/7/27	5.000	BBB+	6.5
2	コートジボワール国債	EUR	国債	2031/10/17	5.875	BB-	3.5
3	ナイジェリア国債	USD	国債	2032/2/16	7.875	B-	3.2
4	エコペトル	USD	政府機関債	2030/4/29	6.875	BBB-	2.7
5	ベナン国債	EUR	国債	2032/1/19	4.875	B+	2.2
6	メキシコ電力公社(CFE)	USD	政府機関債	2033/7/26	3.875	BBB	2.1
7	アンゴラ国債	USD	国債	2029/11/26	8.000	B-	2.0
8	トルコ輸出入銀行	USD	政府機関債	2026/7/6	5.750	B-	2.0
9	オマーン・ソブリン・スクーク	USD	国債	2030/6/15	4.875	BB	1.9
10	中国石油化工集団海外発展2018	USD	政府機関債	2030/5/13	2.700	A+	1.9

DWS エマーシング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける国別構成比(上位5カ国)

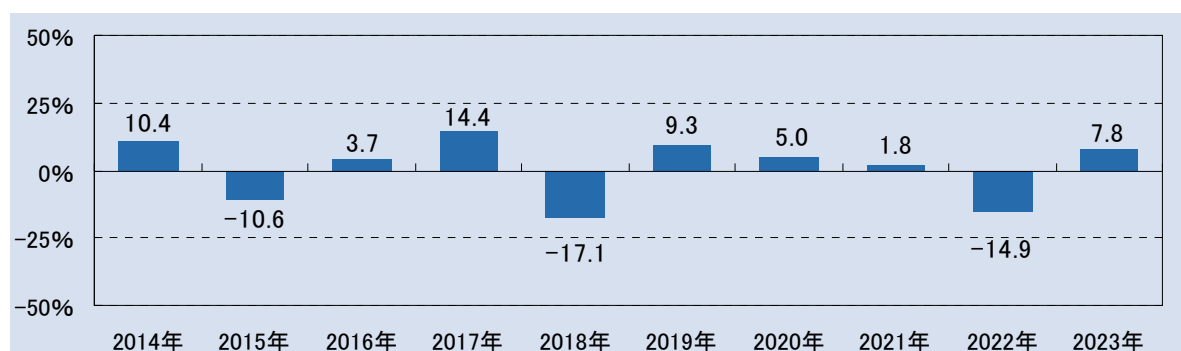
国	比率(%)
ナイジェリア	5.6
メキシコ	5.6
コロンビア	5.6
トルコ	5.1
パナマ	4.3

※1 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

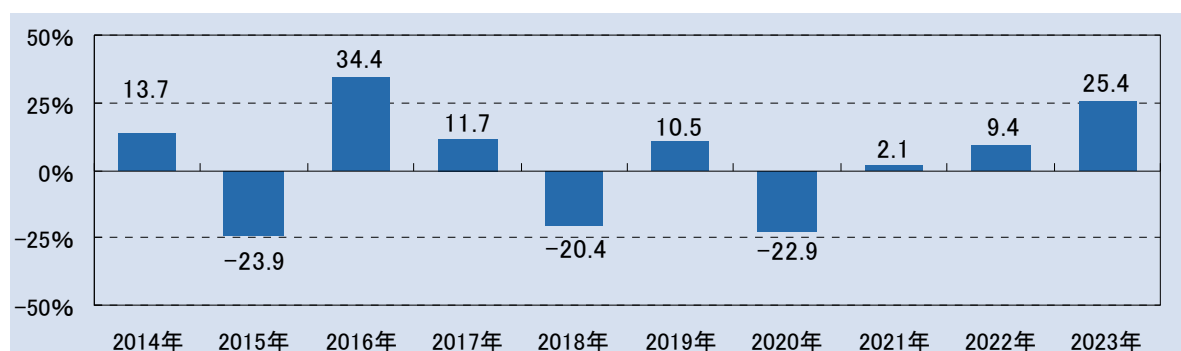
※2 比率はDWS エマーシング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

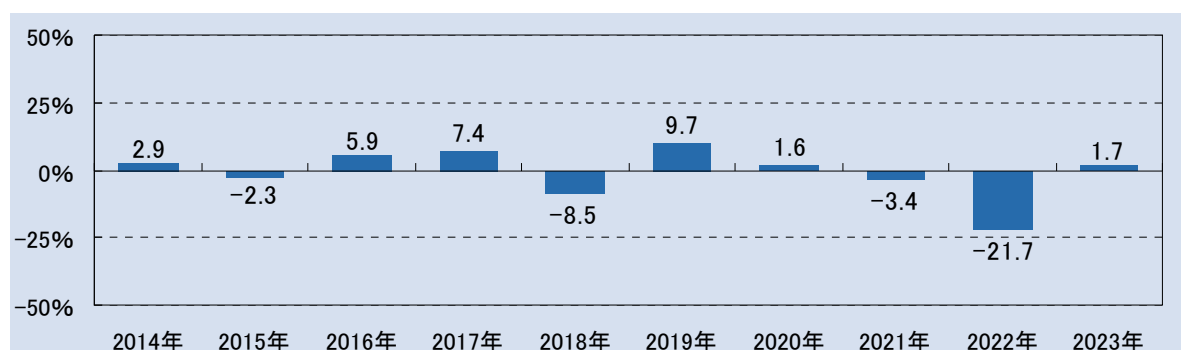
<豪ドルコース>



<ブラジルリアルコース>



<円コース>



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2023年は7月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 6 営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日とします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時とします。
購入の申込期間	2023 年 9 月 21 日から 2024 年 3 月 19 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信 託 期 間	設定日（2009 年 9 月 25 日）から 2024 年 6 月 20 日までとします。
繰 上 償 還	<ul style="list-style-type: none"> 各ファンドは、指定投資信託証券（DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクトを除きます。）が償還することとなる場合、繰上償還されます。 各ファンドは、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決 算 日	原則として毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収 益 分 配	年 12 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドについて 1 兆円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	6 ヶ月毎（毎年 6 月及び 12 月の決算日を基準とします。）及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象であり、2024 年 1 月 1 日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。</p> <p>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>※上記は 2023 年 7 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.85% (税抜 3.5%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担 (①+②)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.764%程度 (税込) となります (本書作成日現在)。 信託財産で負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)の目安は下記①と下記②の合計になります。	
	①当ファンド	日々の信託財産の純資産総額に年率 1.364% (税抜 1.24%) を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。	
	配分(税抜)及び役務の内容	委託会社 0.40%	委託した資金の運用等の対価
		販売会社 0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
		受託会社 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
②投資対象とする投資 信託証券	年率 0.40%以内 (本書作成日現在)		
その他の費用・手数料	当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、為替取引または対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。 ※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年6月及び12月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。

なお、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で非課税の適用を受けることができます。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。